

**【重要事項説明書】**  
ビジネスプランB/C・動力プラン

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の電気事業法第2条の13第2項に従い、電気需給契約の内容を以下のとおり説明いたします。あわせて当社電気需給約款(低圧)をご確認ください。

お申込み方法	当社所定の申込用紙によってお申込みいただけます。
お申込みから契約成立までの流れ	当社所定の申込用紙によってお申込みいただき、当社が受領後、ご登録いただいた電子メールアドレスに承諾の通知を送信し、お客さまに到達した時点で電気需給契約が成立いたします。口座振替の手続きが完了後切替手続きを行います。(不備があった場合は供給開始時期が遅れます)※電子メールアドレスをお持ちでない場合、FAXにてお知らせいたします。)
工事費用	計量器の交換が必要な場合、原則として一般送配電事業者の負担で取り替えます。
供給開始の予定年月日	原則として、供給準備その他必要な手続きを経た後に到来する検針日を供給開始日として、電気を供給いたします。供給開始については、ご登録いただいた電子メールアドレスにお知らせいたします。※電子メールアドレスをお持ちでない場合、FAXにてお知らせいたします。
契約電流・契約容量・契約電力	契約電流、契約容量および契約電力は、原則として現在のご契約を引き継ぐものとします。ただし、供給開始後、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状況に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
供給電圧 供給周波数	供給電圧は、100ボルトまたは200ボルトです。 供給周波数は、標準周波数50ヘルツです。
計量方法・ 料金算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器により計量します。</li> <li>・料金の算定期間は一月とし、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。料金の算定期間が一月に満たない場合は、日割計算をいたします。</li> <li>・料金には、基本料金、電力量料金のほか、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。</li> <li>・計量の結果は、原則webからご確認いただけます。</li> <li>・明細の郵送をご希望される場合は、発行手数料として108円(税込)を申受けます。</li> </ul>
お支払い方法	原則「口座振替」にてお引落としとなります。 お引落日は基準日(検針日程)により6日もしくは20日となります。(約款にて確認ください)
契約期間	契約期間は、送電開始日から2年といたします。 契約期間満了日の1ヶ月前までにお客様または当社どちらからも解約の申し出がないときは同条件にて自動的に2年間、電気需給契約が更新されます。
違約金	お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。
電気の使用にともなうお客さまのご協力	<p>お客さまの電気の使用が、下記の原因で他のお客さま(当社のお客さまに限りません。)の電気の使用を妨害し、もしくはそのおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくはそのおそれがある場合には、お客さまのご負担で、必要な対策を行って電気を使用していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</li> <li>・負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</li> <li>・負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</li> <li>・著しい高周波または高調波を発生する場合</li> </ul>
保安等に関するお客さまのご協力	<p>お客さまが次のいづれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社および一般送配電事業者にご連絡ください。この場合には、一般送配電事業者はただちに適切な処置をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気の供給に必要な電気工作物に異常、もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合</li> <li>・お客さまの電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</li> </ul>
契約変更・解約	<p>契約の変更や解約をする場合、当社にご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約を解約する場合は、原則解約希望日の1か月前までにご連絡ください。(一般送配電事業者の手続き、工事の状況によりご希望日に解約ができない可能性があります。余裕を持ってお申し出ください。)</li> <li>・契約の変更及び解約に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の清算金額の支払いを求められた場合には、お客様にお支払いいただきます。</li> </ul>
現契約の解約に伴う不利益事項	現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の消失、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

**【重要事項説明書】**  
ビジネスプランB/C・動力プラン

反社会的勢力の排除	お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。																																																						
弊社からの契約解除	お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社から電気需給契約を解約することがございます。なお、その場合は、解約の15日前までにその旨を通知いたします。 1.お客さまが料金を支払期限を超過してなお支払わない場合 2.お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合 3.お客さまが、当社に通知なく移転され、電気の使用がないことが明らかとなった場合 4.一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 5.お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合 6.お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けた場合 7.お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 8.電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 9.その他、お客さまが電気需給約款に違反した場合																																																						
料金プラン	<p align="center"><b>ビジネスプラン B</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基本料金</td> <td>30A(アンペア)</td> <td rowspan="4">1契約</td> <td>972.00</td> </tr> <tr> <td>40A</td> <td>1,296.00</td> </tr> <tr> <td>50A</td> <td>1,620.00</td> </tr> <tr> <td>60A</td> <td>1,944.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>最初の120kWhまで</td> <td rowspan="3">1kWh</td> <td>18.24</td> </tr> <tr> <td>120kWhをこえ300kWhまで</td> <td>24.30</td> </tr> <tr> <td>300kWh超過分</td> <td>26.33</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center"><b>ビジネスプラン C</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本料金</td> <td>1kVA</td> <td>324.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>最初の120kWhまで</td> <td rowspan="3">1kWh</td> <td>18.24</td> </tr> <tr> <td>120kWhをこえ300kWhまで</td> <td>24.30</td> </tr> <tr> <td>300kWh超過分</td> <td>26.33</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center"><b>動力プラン</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本料金※</td> <td>1kW</td> <td>864.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>夏季(7月1日～9月末日)</td> <td rowspan="3">1kWh</td> <td>21.12</td> </tr> <tr> <td>その他季(夏季・冬季以外の日)</td> <td>18.90</td> </tr> <tr> <td>冬季(12月1日～2月末日)</td> <td>21.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本料金の算定には、力率割引(割増)はございません。 ※お客様の使用状況(負荷率)によっては対応できない場合もございます。(負荷率8%未満のお客様であれば対応可)</p> <p>(注)料金単価は、消費税相当額を含みます。 (注)電気使用量が0kWhの場合の基本料金は、半額となります。</p> <p>※電気料金の改定について ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。</p>	区分		単位	料金単価(円)	基本料金	30A(アンペア)	1契約	972.00	40A	1,296.00	50A	1,620.00	60A	1,944.00	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.24	120kWhをこえ300kWhまで	24.30	300kWh超過分	26.33	区分		単位	料金単価(円)	基本料金		1kVA	324.00	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.24	120kWhをこえ300kWhまで	24.30	300kWh超過分	26.33	区分		単位	料金単価(円)	基本料金※		1kW	864.00	電力量料金	夏季(7月1日～9月末日)	1kWh	21.12	その他季(夏季・冬季以外の日)	18.90	冬季(12月1日～2月末日)	21.12
区分		単位	料金単価(円)																																																				
基本料金	30A(アンペア)	1契約	972.00																																																				
	40A		1,296.00																																																				
	50A		1,620.00																																																				
	60A		1,944.00																																																				
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.24																																																				
	120kWhをこえ300kWhまで		24.30																																																				
	300kWh超過分		26.33																																																				
区分		単位	料金単価(円)																																																				
基本料金		1kVA	324.00																																																				
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18.24																																																				
	120kWhをこえ300kWhまで		24.30																																																				
	300kWh超過分		26.33																																																				
区分		単位	料金単価(円)																																																				
基本料金※		1kW	864.00																																																				
電力量料金	夏季(7月1日～9月末日)	1kWh	21.12																																																				
	その他季(夏季・冬季以外の日)		18.90																																																				
	冬季(12月1日～2月末日)		21.12																																																				

**【お問い合わせ先】**

**株式会社みらい電力**

小売電気事業者登録番号:A0143

所在地 : 愛知県名古屋市区則武新町四丁目3番12号

ホームページ : <http://www.miraiden.jp/>

電話番号 : 052-756-2331

契約内容等対応時間 : 平日9時から18時まで

※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。

FAX番号 : 052-756-2335